

## 生活保護法の指定介護機関について

生活保護受給者に対して介護サービスを提供するには、介護保険法の指定を受けた後、生活保護法による指定を受ける必要があります。また、生活保護法の指定事項（所在地、名称等）に変更が生じた場合や、事業所を廃止する場合などにも、それぞれ届出を提出する必要があります。

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されたことにより、新規指定介護機関の取り扱いが下記のとおり見直されましたが、すでに生活保護法の指定を受けている事業所について変更はありません。つきましては、その取り扱いについて引き続きご理解いただき、被保護者に対する介護扶助の適正な実施にご協力をお願いします。

### 1. 介護機関の指定について

- (1) 平成 26 年 6 月 30 日までに生活保護法の指定を受けている事業所は、引き続き生活保護法の指定介護機関となりますので、申請の必要はありません。
  - (2) 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定を受けた事業所で生活保護法の指定を受けていない事業所については、別途生活保護法の指定介護機関の申請が必要です。
- (参考) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法による指定を辞退する場合は、事業所が生活保護法による指定を不要とする「申出書」を提出することで、生活保護法の指定を受けたものとはみなされません。

### 2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

詳細については、裏面をご覧ください

- (1) 事業所の名称、開設者（申請者）の名称や所在地が変更となる場合、変更届の提出が必要です。
- (2) 事業所を廃止・休止・再開する場合は、それぞれ休止届・廃止届・再開届の提出が必要です。また事業所の住所や開設者（申請者）が変更となる場合は、廃止届と指定申請書の提出が必要です。
- (3) 事業所が介護保険法の指定は継続し、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (4) 変更届・休止届・廃止届・再開届・辞退届については、事由が発生してから 10 日以内に、辞退届については、指定を辞退しようとする日の 30 日前までに提出してください。

### 3. 留意事項

- (1) 生活保護法による指定介護事業所の指定申請書、変更・廃止等各種届出書は、介護保険法による同様の届出を提出した後、すみやかに提出してください（提出先については、別紙参照）。介護保険法による届出のみをされても、届出内容は生活保護法の指定登録内容には反映されませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書・各種届出書の様式は、各市福祉事務所・各振興局で配布しています。また、和歌山県庁のホームページ（[福祉保健総務課 生活保護](#)で検索）からダウンロードすることができます。

# 1. 介護機関の指定について

参考資料

平成26年7月1日以降に、介護保険法の指定を受けた事業所



自動的に生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます

平成26年6月30日までに、介護保険法の指定を受けた事業所



平成26年6月30日までに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けている事業所



引き続き、生活保護法の指定介護機関となります



平成26年6月30日までに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けていない事業所



生活保護法の指定介護機関の申請が必要です

# 2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

(例)

(必要な届出)

事業所の名称を変更したとき  
(例) ○○デイサービス→△△デイサービス

開設者（申請者）の名称を変更したとき  
(例) 株式会社○○→○○株式会社

開設者（申請者）の住所を移転したとき  
(例) 株式会社○○の住所変更

区画整理等により、開設者（申請者）や事業所の所在地の住居表示が変更となったとき  
(例) ○○市大字△△→○○市△△



変更届

※事由が発生してから10日以内に提出してください

事業所を廃止したとき  
※一部のサービスを廃止する場合には、廃止するサービスについての廃止届を提出する必要があります



廃止届

※事由が発生してから10日以内に提出してください

事業所を移転したとき  
(例) □□ヘルパーセンターの住所変更  
※事業所を移転したとき、介護保険法の指定について変更届による場合であっても、生活保護法の指定については別途廃止届及び指定申請書が必要です

経営譲渡や世代交代などで、開設者（申請者）が変わったとき  
(例) 株式会社A→株式会社B、親→子  
※法人や株式会社の代表者が変わった場合は届出等はありません

開設者（申請者）の経営母体が変わったとき  
(例) 個人→法人

法人の種類を変更したとき  
(例) 株式会社⇔社会福祉法人



廃止届  
+  
指定申請書  
+  
誓約書

※廃止届については、事由が発生してから10日以内に提出してください  
※指定申請書については、指定日より事前に提出してください

介護機関を休止したとき

休止していた介護機関を再開したとき



休止届	※事由が発生してから10日以内に提出してください
再開届	

生活保護法による指定を辞退しようとするとき



辞退届

※指定を辞退しようとする30日前までに提出してください

※事業所→介護サービスを提供する場所  
※開設者（申請者）→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など  
(例) 株式会社、社会福祉法人など